新旧対照表 新 IΒ 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用 秋田県週休2日制工事に関する建設部運用 秋田県週休2日制工事実施要綱(以下「要綱」という。)における、建設部の運用を次のと 秋田県週休2日制工事実施要綱(以下「要綱」という。)における、建設部の運用を次のと おり定める。なお、営繕工事については、別途定める。 おり定める。なお、営繕工事については、別途定める。 要綱第2条関係(定義) 要綱第2条関係(定義) 1~2 (略) 1~2 (略) 要綱第3条関係(休日) 要綱第3条関係(休日) 1 (略) 1 (略) 要綱第4条関係(週休2日制工事の指定等) 要綱第4条関係(週休2日制工事の指定等) 1~4 (略) 1~4 (略) 要綱第5条関係(工事成績評定)(略) 要綱第5条関係(工事成績評定)(略) 要綱第6条関係(工期変更) 要綱第6条関係(工期変更) 1~2 (略) 1~2 (略) 要綱第7条関係(工事費の積算) 要綱第7条関係 (工事費の積算) 1~4 (略) 1~4 (略) 要綱第9条関係(その他) 要綱第9条関係(その他) 1~3 (略) 1~3 (略) 4 (削除) 4 発注者は、受注者に対し、別紙4を参考とした工事名標示板を現場に設置させるものとする。 附則 この運用は、平成29年5月30日から施行する。 この運用は、平成29年5月30日から施行する。 附 則(平成30年3月27日技管-997 一部改正) 附 則(平成30年3月27日技管-997 一部改正) この運用は、平成30年3月27日から施行する。 この運用は、平成30年3月27日から施行する。 附 則(平成30年10月15日技管-514 一部改正) 附 則(平成30年10月15日技管-514 一部改正) この運用は、平成30年10月15日から施行する。 この運用は、平成30年10月15日から施行する。 附 則(令和元年6月7日技管-169 一部改正) 附 則(令和元年6月7日技管-169 一部改正) この運用は、令和元年7月1日から施行する。 この運用は、令和元年7月1日から施行する。 附 則(令和2年3月13日技管-733 一部改正) 附 則(令和2年3月13日技管-733 一部改正) 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 1 この運用は、令和2年4月1日から施行する。 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、 2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、 令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意 令和2年4月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意 契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。 契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。 附 則(令和2年9月8日技管-299 一部改正) 附 則(令和2年9月8日技管-299 一部改正)

1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。

2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、 令和2年10月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意 契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。

1

1 この運用は、令和2年10月1日から施行する。

2 この運用による改正後の秋田県週休二日制モデル工事に関する建設部運用の規定は、

契約にあっては見積依頼通知をいう。)を行う建設工事から適用する。

令和2年10月1日以降に入札公告等(指名競争入札にあっては指名通知をいい、随意

附 則(令和3年3月11日技管-584 一部改正) 附 則(令和3年3月11日技管-584 一部改正) この運用は、令和3年4月1日から施行する。 この運用は、令和3年4月1日から施行する。 附 則(令和3年6月7日技管-161 一部改正) 附 則(令和3年6月7日技管-161 一部改正) この運用は、令和3年7月1日から施行する。 この運用は、令和3年7月1日から施行する。 附 則(令和3年9月9日技管-341 一部改正) 附 則(令和3年9月9日技管-341 一部改正) この運用は、令和3年10月1日から施行する。 この運用は、令和3年10月1日から施行する。 附 則(令和4年3月1日技管-693 一部改正) 附 則(令和4年3月1日技管-693 一部改正) この運用は、令和4年4月1日から施行する。 この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年3月22日技管-764 一部改正) 附 則(令和4年3月22日技管-764 一部改正) この運用は、令和4年4月1日から施行する。 この運用は、令和4年4月1日から施行する。 附 則(令和4年9月1日技管-542 一部改正) この運用は、令和4年9月1日から施行する。